

## フォークリフト運転業務特別教育講座のカリキュラムについて

当協会のフォークリフト運転業務特別教育講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第 59 条第 3 項、安全衛生特別教育規程第 7 条に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

### フォークリフト運転業務特別教育講座

#### 学科教育

科目	時間
フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	2.0 時間
フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	2.0 時間
フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識	1.0 時間
関係法令	1.0 時間

合計 6.0 時間

#### 実技教育※

科目	時間
フォークリフトの走行の操作	4.0 時間
フォークリフトの荷役の操作	2.0 時間

合計 6.0 時間

※事業者にて実施

令和 7 年 12 月 1 日  
一般社団法人建設業教育協会  
代表者 石原 鉄郎

